

官報

号外 昭和四十二年十二月十三日

○第五十七回 参議院會議録第五号

昭和四十二年十二月十三日(水曜日)

午前十時四分開議

○議事日程 第五号

昭和四十二年十二月十三日

午前十時開議

- 第一 国家公務員等の任命に関する件
- 第二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号)、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員	稲浦 鹿藏君
同	山下 春江君
同	向井 長年君
決算委員	岡本 悟君
同	大竹平八郎君
議院運営委員	玉置 和郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員	岡本 悟君
同	玉置 和郎君
同	中沢伊登子君
決算委員	佐藤 隆君
同	高橋雄之助君
議院運営委員	北畠 教真君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 玉置 和郎君(日高広為君の補欠)
一昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員	田中 茂穂君
同	二木 謙吾君
同	柴田 榮君
同	内田 芳郎君
決算委員	北畠 教真君
議院運営委員	任田 新治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員	任田 新治君
同	内田 芳郎君
同	北畠 教真君
同	菅野 儀作君
決算委員	柴田 榮君
議院運営委員	奥村 悦造君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(河野密君外十三名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵政務次官岸田幸雄君は去る八日付をもって退職となったので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十七回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

た。

宮内庁次長 瓜生 順良君
法務省民事局長 新谷 正夫君
法務省入国管理局長事務代理 笛吹 亨三君
大蔵政務次官 二木 謙吾君

昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員	鬼丸 勝之君
農林水産委員	八木 一郎君
議院運営委員	鍋島 直紹君
同	柴田 榮君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員	八木 一郎君
農林水産委員	鬼丸 勝之君
議院運営委員	藤田 正明君
同	木村 陸男君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外二名提出)

同日議長は、左の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査
一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、警察、消防等の問題について調査研究する。

昭和四十二年十二月十三日 参議院會議録第五号

一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和四十二年十二月十二日

地方行政委員長 仲原 善一

参議院議長 重宗 雄三殿

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員安倍晋太郎君辞職につきその補欠として山下元利君を選任し、同君の職務を行なう順序は第一順位と指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員安倍晋太郎君辞職につきその補欠として田中伊三次君を選任した旨の通知を受領した。

内閣総理大臣から議長宛、宮内庁次長長生順良君外三名(一昨十一日議長承認)を第五十七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、国家公務員等の任命に関する件。

内閣から、国家公安委員会委員に名川保男君

を、

会議 国家公務員等の任命に関する件 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(附法律第一号)、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(附法律第二号)、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

五六

社会保険審査会委員に大村潤四郎君を、

日本放送協会経営委員会委員に、網島毅君、伊藤佐十郎君、鈴木信雄君、藤田三郎君を、

公共企業体等労働委員会委員に隅谷三喜男君を、

地方財政審議会委員に、新居善太郎君、今吉敏雄君、久保田義磨君、鈴木武雄君、武岡憲一君を任命したことについて、それぞれ本院の同意または承認を求めてまいりました。

いずれも内閣申し出のとおり、任命に同意または承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意または承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 大蔵大臣から発言を求められました。この際、発言を許します。水田大蔵大臣。

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 去る五日の本会議における私の演説の中で、私が「公定歩合の一厘引き上げ等を行ない、」と申しましたのは、「公定歩合の一厘引き上げ等が行なわれ、」と訂正いたしました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第二、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(附法律第一号)、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(附法律第二号)、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

にいたしたのであります。この結果、俸給表全体を改定したとして改善率は平均七％に相なることとなります。

第二に、都市手当に関する勧告につきましては、慎重に検討を重ねました結果、勧告の趣旨を、実質的に尊重いたし、これを調整手当として実施することといたしました。

なお、この調整手当につきましては、本法施行後、三年以内に調整手当に必要と認められる措置を、国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、人事院において調整手当に関する調査研究を行なうべきことを、附則に規定することといたしました。

第三に、調整手当の新設に伴い、暫定手当について、その一定部分を逐次俸給に繰り入れて、その整理を進めることといたしました。

その他、医療職俸給表(二)の適用を受ける医師に対する初任給調整手当の支給限度額の改定、宿日直手当及び勤勉手当の改定を、人事院勧告により実施することといたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、まず、内閣総理大臣等の俸給月額を引き上げることといたしました。

給与に関する法律等の一部を改正する法律案(附法律第一号)、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(附法律第二号)、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

法第一号)、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

五案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。田中

国務大臣。

〔国務大臣田中龍夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中龍夫君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、及び裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上の五法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して御説明申し上げます。

政府は今回、人事院の国会及び内閣に対しまする本年八月十五日付勧告に基づきまして、本年八月一日以降、一般職の職員の給与を改定することといたしました。これに伴いまして、特別職の職員等の給与につきましても所要の改定を行なうとするものであります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を次のとおり改めることといたしました。

第一に、全俸給表の俸給月額を引き上げること

にいたしたのであります。この結果、俸給表全体を改定したとして改善率は平均七％に相なることとなります。

第二に、都市手当に関する勧告につきましては、慎重に検討を重ねました結果、勧告の趣旨を、実質的に尊重いたし、これを調整手当として実施することといたしました。

なお、この調整手当につきましては、本法施行後、三年以内に調整手当に必要と認められる措置を、国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、人事院において調整手当に関する調査研究を行なうべきことを、附則に規定することといたしました。

第三に、調整手当の新設に伴い、暫定手当について、その一定部分を逐次俸給に繰り入れて、その整理を進めることといたしました。

その他、医療職俸給表(二)の適用を受ける医師に対する初任給調整手当の支給限度額の改定、宿日直手当及び勤勉手当の改定を、人事院勧告により実施することといたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、まず、内閣総理大臣等の俸給月額を引き上げることといたしました。

内容について御説明をいたしますと、内閣総理大臣は五十五万円、国務大臣等は四十万円、内閣法制局長官等は三十二万円に引き上げ、その

他、政務次官等につきましては、それぞれ二万円引き上げることいたしました。なお、大使及び公使につきましては国務大臣以下の改定に準じて、秘書官については一般職の職員に準じて改定することといたしました。

また、内閣総理大臣等にも新たに調整手当を設け、一般職の職員に準じて支給することといたしました。

次に、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案につきましては、一般職の職員の給与改定に準じ、防衛庁職員の俸給月額、勤勉手当及び防衛大学の学生手当について、従前の例にない改定を行なうとともに、参事官等及び事務官等につきましては調整手当を新設することといたしました。なお、自衛官の営外手当につきましても、これを改定することといたしました。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を、一般の政府職員の例に準じて改定することといたしました。

以上が、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等、五法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に對

し、質疑の通告がございます。発言を許します。山崎昇君。

(山崎昇君登壇、拍手)

○山崎昇君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」等に関連して、公務員賃金に対する政府の基本的な見解について、若干の質問をいたしたいと思います。まず、佐藤総理に二点お尋ねいたします。

第一点は、労働基準法に示されているとおり、労働条件、特に賃金については労使が対等の立場で話し合いをし、その決定は労使とも誠実に守るべきものであることは御承知のとおりであります。公務員もまた労働者として本質的にこの権利を有することは言を待たないところであります。

しかるに、昭和二十三年七月、一片のマッカーサー書簡によつてこの権利が剝奪されたことは不当であり、公務員労働者にとっては許すことのできない暴挙であります。政府は、国家公務員法を改悪して、その暴挙を法律上の規定として労働者に押しつけたのであります。立法化の過程において、公務員の賃金は団体交渉で決定するよりも第三者的な公正な機関によつて決定すべきであると称し、いわゆる団体交渉にかわる代償機関として人事院を設置し、その勧告を実施することによつて公務員の賃金を守ることを約束したのであります。昭和二十三年以来二十回にわたる勧告が、ただの一度も完全実施されることがないので

あります。労働者の権利を剝奪し、その代償機関としての人事院勧告を守らないことは、明らかに立法の精神に違反し、公務員労働者に対する不信行為であると断ぜざるを得ないのであります。所信を聞きたいのであります。(拍手)

第二点は、人事院勧告の実施をめぐる、毎年政府と公務員労働者との間に紛争が生じ、政府に対する不信の念を増大しているのであります。そこで、この紛争に対し、世論を代表するといわれる新聞、ラジオ、テレビの社説、論説、解説等を見ますと、各社共通して次のように指摘しているのであります。

一、政府は、人事院の代償機関としての機能を無視していること。二、人事院勧告始まつて以来二十回にわたつて守られないことはきわめて遺憾であり、完全実施することが労使紛争の解決の道であること。三、公務員労働者が政府に対し完全実施を要求し、組合として統一的な行動をとること。四、特に重要なのは、昭和四十年七月十六日出されたいわゆるドライヤー報告にもあるように、国際的な常識を無視していること。他の国際的な決定については積極的な姿勢を示す政府が、事、労働問題になると、ことさらに無視する態度をとること。五、使用者としての政府の態度がいまいであること等であるが、この指摘はいずれも核心に触れたものであると思われるが、今後どのようにこの批判にこたえられるのか、所信を聞

きたいのであります。

次に、総務長官に二点お尋ねいたします。

先ほども少し触れましたドライヤー報告、正確にはILO結社の自由委員会の調査報告でありましたが、人事院や人事委員会の委員の任命にあたつて、その公平性を確保するために、「労働者団体がその任命に若干の発言権を有すべきことを確保すること」に対し考慮が払われるべきである。と述べております。すなわち、委員の任命にあつては、労働者を代表すべき者の任命について示唆しているのであります。国鉄、電電公社、専売公社、全通、林野、アルコール、印刷、造幣など、いわゆる三公社五現業の場合の調停委員会及び仲裁委員会、それぞれ労使・公益の三者構成になつており、少なくとも労働者の意見が労働者側委員を通じて述べることができる仕組みになつているのであります。したがつて、人事院及び人事委員会においても、人事官並びに委員のうち一名は労働者を代表する者を任命し、労働者の意見が反映できるようにすべきだと思ひますが、この点については、できれば総理の見解を聞きたいのであります。

第二点は、ただいま提案されております給与法案の内容については、多くの問題点を包蔵しているのではありませんが、次の三点に集約してお尋ねいたします。公務員の賃金については三つの格差が存在すると言われております。

その第一は、民間賃金との格差であります。人

昭和四十二年十二月十三日 参議院會議録第五号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(附法律第一号)、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(附法律第一号)

五八

事院は、毎年四月一日現在の民間賃金を調査し、その均衡の上に新賃金を勧告しておりますが、対応する等級、職務のとり方、標準生計費の問題、その年の春闘の成果の取り扱いなどによって、加えて勧告そのものが完全実施されないため、現実的にはかなりの格差が生じています。この民間賃金との格差については、かつて太田薫氏と池田総理との間で、近い将来是正をすると約束されたのでありますが、是正されずに経過しております。むしろ格差はますます広がっていく傾向にあると判断されます。今後どうは是正されるのか、方針があれば明示願いたいのであります。

第二の格差は、官庁内における格差であります。例を農林省にとってみても、林野庁の職員は現業ということで、裁定どおり四月から、他の職員は八月から、また、同じ林業経営に従事する職員であっても、自治体勤務の者は一般職として八月実施であります。これは同じ農林省の公務員でありながら、勤務の場所によって、また、同じ職種でありながら明らかに取り扱いが違っており、格差が生じているのであります。この格差をどうは是正されるのか、方針を明示願いたいのであります。

第三の格差は、上下の格差であります。職務によって差のあることを、すべて否定するものではありませんが、現在生じている格差は、身分制度のきびしかった戦前よりはるかに大きいのであります。今回の改定にあたって、最高は事務次官

等の二万円、最低は高卒で千円であり、実に二〇対一の比率であります。また、平均給と最高額の比較においても、戦前は三対一ぐらいでありましたが、現在は六対一ぐらいの比率になっているのであります。また、行政職(表)という俸給表によって、現場の労働者は極端に低い状態にあり、肉体労働軽視の考え方が支配しているのであります。先日、神奈川県と熊本県において、現職の公務員が生活保護法の適用を受けるに至ったと報告されております。額に汗して働く労働者が、その賃金で生活できず、生活保護者になるという、この現実を直視し、極端な上厚下薄の体系、特に行政職(表)は再検討し、不当な格差はなくすべきだと思いますが、どうでしょうか。お答えをいただきたいのであります。

次に、大蔵大臣に二点お尋ねいたします。

あなたは、委員会において、「人事院勧告の取り扱いは結局財源の問題である」、「今年は財政が苦しいので、八月実施で了承してもらいたい」と、答弁を繰り返しておりますが、皮肉にも財源の問題でないことが明らかになりました。それは、戦後の財政制度に初めて国債が導入され、経済の不況により減少した税収を埋めるため、二千五百九十億円の赤字国債を発行した昭和四十年に一カ月繰り上げ、九月実施となりました。また、財政硬直化が叫ばれ、来年度は予算編成が最も困難といわれる本年において、一カ月繰り上げ、八月実施となりました。このことは、財源がなく、財政

が苦しいときに、実施の時期が繰り上げられ、昭和三十七、八年のように、岩戸景気といわれ、財源に余裕のあるときは、十月実施に据え置かれていたのであります。昨年十月十九日の衆議院大蔵委員会において、当時の福田大蔵大臣が、人事院勧告の完全実施は、財源の問題ではない、財政政策の問題である、と答えていますが、まさに、福田さんの言うとおり、財源の問題ではなく、財政政策の問題であり、むしろ、公務員に対する政府の政治姿勢の問題であることの証明ではないでしょうか。実施しようと思えばできる証明ではないでしょうか。「財源がない」ということは、政府の、人事院勧告を値切ろうとする口実ではないでしょうか。大蔵大臣の見解を聞きたいのであります。

したが、物価は一年後でなければ確定いたしました。さらに、経済は動いておりますから、予想外の上昇を来たす場合もありますが、その際は、見込みよりオーバーした分について、賃金のアップ率を変更し、補正予算を組むのかどうか。

次に、労働大臣にお尋ねいたします。

あります。

この給与関係法が臨時国会で成立いたしますと、国家公務員に対しては、年内に新賃金によって支給されるわけですが、政府関係機関職員については、目下、関係当局との間に交渉が持たれ、解決に努力中と聞いていますが、関係理事者の怠慢もあって、一部においては年内解決も困難であるやに聞いておるのであります。政府関係機関職員に年内支給ができない事態になれば、きわめてたいへんな状態だと考えます。この政府関係機関職員に対する。その妥結の状況及び今後の見通し等について、お答えをいただきたいのであります。

最後に、自治大臣に三点お尋ねいたします。

第一点は、超過負担金の解消についてであります。新聞の報ずるところによりますと、まさに、

給与改定財源の一部として、三百億円の特別起債

が認められ、自治体における給与改定が行なわれたのは、御承知のとおりであります。今後交付される交付税から、本年度償還分を含めて二百六十億円が繰り上げ償還することに、自治、大蔵、両大臣の間で話し合いがまとまったといわれておるのであります。また、この措置はきわめて片手落ちの感がいたします。自治体に対してはきわめてきびしく取り立てたしますが、国が法律上あるいは制度上当然措置をしなければならない超過負担金については、一部解消されつつあるとはいえないが、きわめて緩慢な状態にあります。自治体から繰り上げて償還させるなら、超過負担金についても少なくとも来年度しゅうには解消すべきだと思ひますが、見解を聞きたいのであります。

第二点は、公営企業関係職員の賃金についてであります。本来、公営企業関係職員の賃金は団体交渉で決定すべきものであります。自治省は内閣で、この団体交渉を事実的に制限するような指導、さらには賃金改定について圧力と思われるような指導が行なわれておりますが、認めるわけにはまいりません。この内閣を撤回し、賃金は労使の交渉によって決定させるよう指導すべきだと考えますが、見解を聞きたいのであります。

運営が行き詰まり、赤字経営に転ずるや、労働組合に対して協力を求め、管理運営についての発言を認めるのは、きわめて虫のいいやり方ではないでしょうか。公営企業の公共性から見て、労働組合との交渉等を通じその内容を明らかにし、絶えず住民サービスの実をあげるよう努力すべきものと思ひます。したがって、法律万能主義にとらわれることなく、日常ふだんにおいてあらゆる問題について当該労働組合と話し合いを持つことが大切だと思ひますが、その見解を聞きたいのであります。

まだまだお尋ねしたいことが多々ありますが、予定の時間になったようでもありますし、委員会の審議に譲ることにいたしますが、政府は、公務員労働者が生活に不安を感じることもなく、安心して公務に専念できるよう、労働条件の改善に最善の努力を払われるよう要望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 山崎君にお答えいたします。

私が申し上げるまでもなく、私自身がいわゆる行政の長でございます。最高の責任者でございます。そういう意味で、公務員に適正なる給与が給せられること、これを守る私に責任があると思ひます。しかしながら、総理大臣自身が一方的にそういうことを考えてはいけません。また、公務員の場合は、国家全体の奉仕者である、ここであらゆる団体交渉で給与などをきめることは適当でない、かような意味から中立的な人事院という制度が設けられたのであります。人事院制度それ自身は、国家公務員法第五条に人事官たる者の資格が限定されております。したがって、これはだれでもがなれるというものではありません。その有資格者のうちから適任者を選んでいく。先ほど、労働者の代表を出さないかというお話でございますが、この人事官の選考の範囲がこの第五条できまっておりますから、それに従うということにならざるを得ない。そこで、この中立的な人事院勧告、この勧告を尊重しなければならぬのは政府の責任であります。しばしばいままで申しておりますように、人事院勧告があれば、これを誠意をもって尊重する、かように申してまいりました。しかしながら、今日まで、過去におきまして、ただいま言われますごとく、その時期において完全に実施されておらないという実情であります。そういう意味で、絶えず不平不満が述べられております。御承知のように、この人事院勧告は、予算の途中においてこれがなされる。いつも八月以降においてこの人事院勧告がなされる。したがって、これはたいへん多額の財源を必要といたしますので、この勧告に従うことは財政上非常に困難でございます。しかし、いつまでも十月実施とかあるいは九月実施というふうなわけにもいきません。今回の場合におきましては、政府は、きびしい財政事情のもとにおきましても、あ

らゆる財源のくふうをいたしまして、ことは八月に繰り上げたのであります。その人事院勧告を尊重すること、これは政府の誠意、努力のあらわれでありまして、この点につきまして、やはり政府のこの誠意は認めていただきたいと思ひます。私は、これで十分だと、かように申すものではございません。しかし、いいことはいとして、まず認めていただいて、なお不十分だ、こういうことでおしかりを受けるというよりな状況が、皆さま方の批判を受ける筋ではないだろうか、かように思っております。この人事院勧告が年度途中において行なわれるというところに、その完全実施のむずかしさがござります。今後、人事院のあり方、あるいは勧告のあり方、また予算の編成の組み方等につきまして、完全実施ができるような方法はないか。過去におきましても、いろいろくふうされておりますが、今後もこれらの点について十分くふうをして、そうして、ただいまのような点について問題が起らないようにいたしたいものと、この上とも努力するつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣田中龍夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中龍夫君) 私に対します御質問に対してお答えいたします。

まず、第一点の民間と公務員の格差の問題でございますが、御承知のとおり、人事院勧告が四月におきます民間給与と公務員給与とを比較いたしまして、公務員給与を民間給与水準に引き上げよ

さらに明年度以降は国庫補助負担金の姿勢を正すことによりまして、計画的に解消してまいりたいと考えております。

の交渉によつてきめるべきものであつて、内簡、

通牒などでやるのはけしからんではないかという

ことでございます。地方公営企業に従事する職員

の給与の性格及び給与決定にあたつて考慮すべき

事項は、法律で定められておりまして、給与の種

類及び基準は条例で定めることになっておりま

す。そして具体的な給与につきましては、法令

の範囲内で団体交渉の対象とすることができると

なつております。したがつて、政府として

は、通牒、内簡により法令の趣旨を関係者に周

知せしめることは必要と考えているのでございま

して、決して圧力をかけているわけではございま

せん。

次に、公営企業の管理運営に関して、現在団体

交渉の対象となつていないが、企業が赤字になる

と組合に協力を要請する、虫がよいではないかと

いうことをおっしゃいました。地方公営企業の運

営管理に関する事項は、管理者がその責任で処理

すべきものでございます。このことは、法律に明

記してあります。団体交渉の対象とすべきもので

はございません。企業経営が悪化いたしました、

経営合理化対策の一環として、もし職員の給与そ

の他、身分の取り扱いに関する事項について変更

を生ずる場合がありますれば、その点が団体交渉

の対象となると考えております。

お答えいたしました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発

言は終了いたしました。質疑は終了したものと認

めます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十九分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長

副議長

原田 立君 山高しげり君

黒柳 明君 矢追 秀彦君

市川 房枝君 中尾 辰義君

片山 武夫君 高橋文五郎君

大森 久司君 岡本 悟君

田代富士男君 二宮 文造君

北條 篤八君 森田 タマ君

木村 陸男君 和田 鶴一君

植木 光教君 多田 省吾君

宮崎 正義君 小平 芳平君

石井 桂君 豊田 雅孝君

山田 徹一君 林田 正治君

伊藤 五郎君 白井 勇君

寺尾 豊君 笹森 順造君

植竹 春彦君 新谷寅三郎君

井野 碩哉君 佐田 一郎君

佐藤 隆君 菅野 儀作君

山下 春江君 佐藤 一郎君

林田悠紀夫君 中津井 真君

山本茂一郎君

楠 正俊君

小林 章君

園田 清充君

二木 謙吾君

野知 浩之君

沢田 一精君

鈴木 万平君

天坊 裕彦君

岡村文四郎君

青柳 秀夫君

徳永 正利君

石原幹市郎君

古池 信三君

杉原 荒太君

森部 隆輔君

熊谷太三郎君

宮崎 正雄君

平泉 涉君

西村 尚治君

藤田 正明君

田村 賢作君

金丸 富夫君

温水 三郎君

柴田 榮君

仲原 善一君

青田源太郎君

迫水 久常君

山内 一郎君

黒木 利克君

内田 芳郎君

横井 太郎君

長谷川 仁君

源田 実君

江藤 智君

竹中 恒夫君

横山 フク君

大谷 賛雄君

堀見 俊二君

近藤 鶴代君

上原 正吉君

那 祐一君

斎藤 昇君

日高 広為君

柳田桃太郎君

船田 譲君

八田 一朗君

玉置 和郎君

近藤英一郎君

土屋 義彦君

久保 勘一君

木島 義夫君

後藤 義隆君

津島 文治君

井川 伊平君

田中 茂穂君

梶原 茂雄君

八木 一郎君

西郷吉之助君

安井 謙君

青木 一男君

高橋 衛君

廣瀬 久忠君

達田 龍彦君

戸田 菊雄君

山崎 昇君

村田 秀三君

任田 新治君

中村喜四郎君

山本 杉君

松本 賢一君

大森 創造君

北畠 教真君

谷口 慶吉君

柴谷 要君

木内 四郎君

中村 英男君

松平 勇雄君

小柳 牧衛君

小酒井義男君

久保 等君

須藤 五郎君

森 勝治君

大橋 和孝君

山本 利壽君

三木與吉郎君

林屋龜次郎君

増原 恵吉君

重政 庸徳君

吉武 恵市君

鈴木 市藏君

前川 旦君

竹田 現照君

木村美智男君

小野 明君

内藤登三郎君

沢田 政治君

谷村 貞治君

佐野 芳雄君

鹿島 俊雄君

櫻井 志郎君

森中 守義君

小柳 勇君

小林 武治君

加瀬 完君

中山 福蔵君

紅露 みつ君

光村 甚助君

大和 与一君

春日 正一君

中村 波男君

吉田忠三郎君

昭和四十二年十二月十三日 参議院會議録第五号

林 虎雄君 千葉千代世君
武内 五郎君 山本伊三郎君
松永 忠三君 藤田藤太郎君
西村 関一君 鈴木 壽君
永岡 光治君 秋山 長造君
阿 三郎君 亀田 得治君
大倉 精一君 近藤 信一君
木村禰八郎君 佐多 忠隆君
松澤 兼人君 羽生 三七君

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 赤間 文三君
大蔵大臣 水田三喜男君
郵政大臣 小林 武治君
労働大臣 小川 平二君
自治大臣 赤澤 正道君
国務大臣 田中 龍夫君
国務大臣 増田甲子七君
政府委員
厚生政務次官 谷垣 專一君

第二号(その二)中正誤

ベシ 段 行 誤
三 三 三 施策権 施政権 正

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤
三 一 九 一 三 正
インフエリオリ
レックス
インフエリオリ
レックス

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
へたし品質紙は三十円
(送料共)
発行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)